



Title	ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判(1):ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの『詳細なる手引き』を手掛かりにして
Author(s)	前田, 星
Citation	北大法学論集, 70(4), 1-36
Issue Date	2019-11-29
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/76227">http://hdl.handle.net/2115/76227</a>
Type	bulletin (article)
File Information	lawreview_70_4_01_Maeda.pdf



[Instructions for use](#)

# ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判(1)

——ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの『詳細なる手引き』を手掛かりにして\*——

前 田 星

## 目 次

はじめに

序論 研究の射程

第1節 魔女研究における法史的研究：手続論と学識法曹

(1) 魔女研究史の概観

(2) 法史的研究の意義

第2節 本稿について

(1) 研究の目的と対象

(2) 論文の構成 (以上、本号)

第1章 地域・著者・史料

第1節 17世紀ヴェストファーレン公領の魔女迫害

第2節 史料について

第2章 例外犯罪としての魔女術罪

第1節 魔女＝例外犯罪？

第2節 魔女術の例外犯罪性

第3節 小括 —シュルトハイスの手続と近世の例外犯罪論

第3章 組織犯罪としての魔女術罪

第1節 魔女の集団

第2節 組織犯罪性

---

\*本稿は、北海道大学審査博士(法学)学位論文(2019年3月25日授与)「ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判：ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの『詳細なる手引き』を手掛かりにして」を加筆・修正したものである。

- 第3節 小括 - 魔女裁判手続と魔女術犯罪の組織性
- 第4章 魔女術罪と宗教
  - 第1節 魔女術と宗教の関わり
  - 第2節 魔女と悪魔
  - 第3節 魂の救済
  - 第4節 魔女裁判手続における宗教的要素の意義
- 終章 近世刑事司法の中の魔女裁判と学識法曹
  - 第1節 学識法曹としてのシュルトハイスの立ち位置
  - 第2節 課題と展望

## はじめに

「魔女狩り」<sup>1</sup>とえば、ヨーロッパ史上の汚点のひとつであり、また科学的知識の欠如や合理的思考の未発達が特徴とされる時代（往々にして、そのような特徴を持つ時代は「中世」と呼ばれる）において、迷信と狂信によって引き起こされた現象であるという印象が、一般に流布している。ここには素朴な近代的合理主義や科学主義への礼賛とその副産物が見てとれるのであるが、少なくとも魔女迫害に関して、それが「中世」の出来事であると述べるとすれば、語弊が生じるだろう。

ヨーロッパにおいて魔女迫害が最も苛烈だったのは、近代を目前にした16、17世紀であった。この中世と近代の間の時期は、しばしば歴史学において「近世」と呼ばれている。近世という時代区分が、具体的にど

---

<sup>1</sup>「魔女狩り (Witch-Hunt)」という言葉もまた、非合理的な精神によるパニックであるという印象を助長している。とりわけ、本稿で取り扱うように「魔女迫害」を裁判として捉える場合、この語を使用することは適切とは言い難い。本稿では特に断りのない場合、ヨーロッパ近世に起こった、「魔女」とされた人々に対する様々な攻撃について「魔女迫害 (Witch-Persecution: 英、Hexenverfolgung: 独)」という語を用い、特に裁判としての魔女迫害に言及する場合は「魔女裁判 (Witch-Trial: 英、Hexenprozess: 独)」という語を用いる。ハーラルト・マイホルト (森永真綱訳)「例外犯罪: 近世における『敵に対する刑法』?」『ノモス (関西大学法学研究所)』第29号、2011年、123-141頁、特に130頁。

の時期にあたるかについては諸説あるものの、とりわけドイツ史においては、概して宗教改革から神聖ローマ帝国の終焉までを近世として扱う見方が有力であろう<sup>2</sup>。この時代は、一般的な世界史においても宗教改革や三十年戦争、ヴェストファーレン条約などの著名な出来事によってドイツ社会、ひいてはヨーロッパが大きな影響を受けた時代とされる。歴史学においては、宗派化論や社会的規律化論と絡めながら、しばしば国制史上の大きな論点として近世領邦国家の形成が論じられる。

一方で、法史の分野において、近世という時代を見る時、学識法の継受と「普通法」の時代であると言うことができる。イタリアで発展したローマ法学は、15、16世紀にはドイツを含むヨーロッパ各地でも広く受け容れられ、「イタリア学風」と呼ばれるようになった<sup>3</sup>。これによってローマ法およびカノン法という、大学で学ぶことのできる法(学識法)がヨーロッパ各地において通用し、各地の慣習法の補充的な役割を担ったため、この学識法を「普通法 (Jus commune)」と呼ぶ<sup>4</sup>。このような普通法の観念の下、神聖ローマ帝国全土に適用されうるような統一的な刑事法典(『カール五世の刑事裁判令(カロリナ)』)が制定されるなど、学識法は刑事法の領域においても大きな影響を持つに至った。勿論、これによって既存の慣習法などが駆逐されたわけではなく、そのため神聖ローマ帝国においてはいくつもの法体系が錯綜するという状態に至ったのであるが、近世の法における学識法の影響は否定しがたい事実である。

このような近世の変化や発展を、君主や諸身分と共に担ったのが、大学で法学を学んだ人々、すなわち学識法曹という存在であった。ドイツにおいては国家が整備されていく過程において、統治のための官僚組織

---

<sup>2</sup> 本稿では近世という時代や時代区分論そのものについては深く考察されない。これらについては、以下の文献を参照されたい。踊共二・山本文彦「近世の神聖ローマ帝国と領邦国家」木村靖二・千葉敏之・西山暁義編『ドイツ史研究入門』山川出版社、2014年、63-110、特に63-64頁。ジャック・ル＝ゴフ(菅沼潤訳)『時代区分はほんとうに必要か? : 連続性と不連続性を再考する』藤原書店、2016年。

<sup>3</sup> 勝田有恒「学識法曹とローマ法継受」勝田有恒／森征一／山内進編著『概説西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004年、159頁。

<sup>4</sup> 同上、159頁。

も整えられていった。中世後期においてはとりわけ教会の管轄において、学識法曹が、裁判に限られず幅広い統治と行政に携わるようになった<sup>5</sup>。やがて近世になってくると、教会のみならず世俗権力の側でも、領地の合理的経営のために学識法曹たちを広く採用するようになる<sup>6</sup>。また当初こそ、聖職者や貴族が学識法を学び、帰ってきて統治に加わるという形式をとったが、やがて少しずつではあるが学識法曹の中に市民出身の人物が増え始める<sup>7</sup>。これには16世紀半ば以降に多くの大学が設立されたことが背景にあった。本稿第1章でも確認できるように、しばしば領域国家の統治においては貴族たちと市民出身の学識法曹たちが協働していたのである。学識法曹たちは統治のみならず、当然ながら裁判においても必要とされ、やがて裁判所にも進出するようになった<sup>8</sup>。彼らは法学の知識を武器として、やがてひとつの集団を形成するようになっていく<sup>9</sup>。尤も、市民出身の学識法曹たちと言っても、一方では貴族たちと競合しながら、他方では本稿で取り扱うハインリヒ・フォン・シュルトハイスのように、貴族化する者も多く存在したようである。

このように学識法曹たちが台頭しだした近世という時代に、魔女迫害はヨーロッパを席捲した。古くはその犠牲者も100万人を数えると言われたが、近年の研究ではヨーロッパ全体で4～5万人であっただろうと推定されている<sup>10</sup>。そして、その際に用いられたのは裁判という形式であった。そこには近世刑事司法の特徴として、カノン法から導入された糺問手続、拷問の利用などが見られるが、それらと共に学識法曹たちの姿を見いだす事もできる。近世において魔女裁判は、しばしば「厄介で難しい裁判」とされていた<sup>11</sup>。それというのも、魔女術の事件においては

<sup>5</sup> 田口正樹「中世後期ドイツの学識法曹」『北大法学論集』第58巻3号、2007年、285-305頁、ここでは296-297、299頁。

<sup>6</sup> 西村稔『文士と官僚 ドイツ教養官僚の淵源』木鐸社、1998年、30頁。

<sup>7</sup> 同上、34頁。

<sup>8</sup> 同上、32頁。

<sup>9</sup> 同上、34-40頁。

<sup>10</sup> ジェフリー・スカール、ジョン・カロウ（小泉徹訳）『魔女狩り』岩波書店、2004年、34頁。

<sup>11</sup> 牟田和男『魔女裁判－魔女と民衆のドイツ史』吉川弘文館、2000年、49頁。

一般的に犯人が現行犯で逮捕されるようなことはなく、その場合の目撃証言や状況証拠などによる立証も困難を極めたからである。このような裁判を遂行するためには、学識法曹たちの知識が必要とされた。そのため、学識法曹の側からしても、魔女裁判は社会的な地位向上の手段となり得たのである<sup>12</sup>。

以上のように、魔女裁判は学識法曹たちおよびその学識法の知識と大いに関係のある現象であった。本稿が取り扱われるのは魔女裁判に関わったごく一部の学識法曹であるが、しかし近世における彼らの法理解に関する本研究は、学識法曹たちの持つ学識法の知識や理解が、魔女裁判においてどのような意味を持ったのかに関して、具体的な一例を提供することになるだろう。

## 序論 研究の射程

### 第1節 魔女研究における法史的研究：手続論と学識法曹

#### (1) 魔女研究史の概観

魔女についての研究は、それを近代歴史学成立以降に限ったとしても、膨大な数に上る。加えてアプローチの多様さがその当初から存在し、近年の学際化の傾向がますますその全体を把握することを困難にさせている。このような理由から魔女研究の歴史をすべてをおさえておくことは困難なのであるが、本稿の目的及び対象の設定理由について説明するためには、ここで魔女研究の大まかな流れを提示しておく必要がある。そのため本節では、本稿の問題関心に沿った形ではあるが、研究史を概観しておくことにしたい<sup>13</sup>。

---

<sup>12</sup> Walter Rummel, So mögte auch eine darzu kommen, so mich delädiget. Zur sozialen Motivation und Nutzung von Hexerei anklagen, in: Rita Voltmer (Hrsg.), Hexenverfolgung und Herrschaftspraxis, Trier 2005, S. 205-228, ここでは S. 218.

<sup>13</sup> 研究史については以下を参照。Wolfgang Behringer, Erträge und Perspektiven der Hexenforschung, in: Historische Zeitschrift 249, 1989, S. 619-640; Ders., Geschichte der Hexenforschung, in: Sönke Lorenz (Hrsg.), Wider Alle Hexerei und Teufelswerk, Tübingen 2004, S. 485-668; Jaana Eichhorn,

長い間、そして現在においても、魔女研究の主たる関心は魔女迫害の原因に向けられている。換言すれば、何故近世ヨーロッパにおいてそれほど大規模な魔女迫害が生じたのか、という疑問が魔女（迫害）研究の根底にあったと言える。このような問題関心を背景として、モンターの区分に従えば、魔女研究は魔女に対するスタンスによって二つに大別で

---

Geschichtswissenschaft zwischen Tradition und Innovation: Diskurse, Institutionen und Machtstrukturen der bundesdeutschen Frühneuzeitforschung, Freiburg i.B. 2003, S. 251-310; William Monter, The Historiography of European Witchcraft: Progress and Prospects, in: The Journal of Interdisciplinary History 2, 1972, pp. 435-451; Rita Voltmer, Netzwerk, Denkkollektiv oder Dschungel? Moderne Hexenforschung zwischen „global history“ und Regionalgeschichte, Populärhistorie und Grundlagenforschung, in: Johannes Kunisch (Hrsg.), Zeitschrift für Historische Forschung 34, 2007, S. 467- 509. 法制史の立場からの魔女研究の動向を書いたものとしては以下を参照。Günter Jerouschek, Die Hexenverfolgungen als Problem der Rechtsgeschichte. Anmerkungen zu neueren Veröffentlichungen aus dem Bereich der Hexenforschung (Forschungsbericht), in: Zeitschrift für Neuere Rechtsgeschichte 15, 1993, S. 202-224. また、邦語では次の文献を参照した。井上正美「一六・七世紀魔女裁判研究への視覚」『立命館文学』第442・443号、1982年、643-686頁；浜林隆志／井上正美『魔女狩り』教育社、1986年；牟田和男「魔女狩りの研究史と現状」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年、315-345頁；小林繁子「魔女研究の新動向：ドイツ近世史を中心に」『法制史研究』第65号、2015年、113-138頁。なお、魔女研究の概説書としては以下を参照。Wolfgang Behringer, Witches and Witch-Hunts: A Global History, Cambridge 2004 (ヴォルフガング・ペーリンガー (長谷川直子訳)『魔女と魔女狩り』刀水書房、2014年)；Johannes Dillinger, Hexen und Magie: Eine historische Einführung, Frankfurt a.M. 2007; Brian Levack, The Witch-Hunt in Early Modern Europe, London 1995; Ders., Hexenjagd, München 2003; Walter Rummel, Rita Voltmer, Hexen und Hexenverfolgung in der Frühen Neuzeit, 2. Auflage, Darmstadt 2012; Geoffrey Scarre & John Callow, Witchcraft and Magic in Sixteenth- and Seventeenth- Century Europe, Basingstoke 2001 (スカル、カロウ、前掲書(註10))；Hugh Trevor-Roper, The European Witch-Craze of the Sixteenth and Seventeenth Centuries, London 1969.

きる<sup>14</sup>。一方はロマンチック・アプローチと呼ばれ、何がしかの異教的宗教行為を遂行した魔女とされたグループないしは個人が実在したのだとする立場であり、他方は合理主義アプローチと呼ばれる、魔女という存在が当局や裁判官の側によって創り出されたものであるという立場である<sup>15</sup>。また、魔女研究の初期においては、ロマンチック・アプローチは魔女の実在を前提とした故に、民衆の間の信仰に着目しがちであり、他方の合理主義アプローチは魔女の非実在から出発するために、むしろ積極的な迫害者であると思われていたエリートたちの方に着目するという傾向を持っていたが、この特徴は後述のような研究動向によって相対化されることになる。とはいえ、このモントーの区分は魔女研究の全体像を把握する上で長い間利用され続けており、今なお有用であると考えられる<sup>16</sup>。以下では、この区分に従って叙述を進めたい。

近代歴史学の成立以降、19世紀における古典的研究としては W. ゴルダンと J. ハンゼンの研究がまず挙げられる。ゴルダンやハンゼンの研究は合理主義アプローチの側に属し、後述のグリムのように魔女をゲルマン民族的要素と結びつけながら実在する存在であると論じるよりも、キリスト教悪魔学と結びつけて考察した。ゴルダンは迫害の主たる原因を金銭欲と結びつけて論じたが<sup>17</sup>、この見解は現在の研究によってほとんど否定されている<sup>18</sup>。続くハンゼンは研究書と共に『中世における魔女

<sup>14</sup> Monter, aa.O. (註13)

<sup>15</sup> 井上正美氏の言葉をそのまま引用するなら、合理主義アプローチは「魔女裁判を非合理精神の産物、したがって、そこでなされた魔女の自白の内容も拷問によるデッチあげで信用するにたりない」という立場であり、「魔女関係資料を通して民衆のなかに実在した信仰の世界へ踏みこもうとするやり方」がロマンチック・アプローチとされている。浜林／井上、前掲書(註13)、226頁。

<sup>16</sup> 例えば以下の文献がこの区分を採用している。Jerouschek, aa.O. (註13), S. 215-216; 浜林／井上、前掲書(註13)、225-240頁; 牟田、前掲論文(註13)。

<sup>17</sup> Wilhelm Gottlieb Soldan=Heinrich Heppe, Geschichte der Hexenprozesse, Stuttgart 1880; スカール、カロウ、前掲書(註10)、61-62頁。

<sup>18</sup> スカールとカロウに拠れば、告発された側は基本的に貧しく、彼らから金銭を獲得することはおろか、裁判費用を回収することさえ困難だった。また、告発した側も、被告人の財産没収による直接の利益を受ける立場にない者たちであった。スカール、カロウ、前掲書(註10)、61頁。



妄想、魔女迫害の歴史に関する史料と研究』(1901年)と題する浩瀚な史料集を刊行した<sup>19</sup>。このため、他の分野の歴史学者からも一目置かれることとなり、それまで好事家の仕事とされがちであった魔女研究の地位向上に大いに貢献したとされる。彼は魔女観念が異端審問において発展し、アルプス地方から世俗裁判所に入り込んだという大きな流れを提示した<sup>20</sup>。異教的慣習の色濃く残るスイス西部、そこに逃げ込んだヴァルド派を追ってはじめられた異端審問、そこでキリスト教的知識人が異教的農民の風習を異端と結びつけ、魔女観念が生まれる、というハンゼンの主張は「山岳理論」と呼ばれ、長い間魔女研究における通説とされてきた<sup>21</sup>。自由主義の影響を受けたゾルダンやハンゼンの研究においては魔女迫害を主導したのはキリスト教会（主としてカトリック）であり、魔女はキリスト教会と世俗国家による迫害と拷問の被害者であると認識されていた。そして彼らの研究は文化闘争の時代において、カトリックに対する攻撃材料としてイデオロギー的に利用され、主張が反教権的に先鋭化されながら再生産された<sup>22</sup>。

これに対して初期のロマンチック・アプローチの代表はJ. グリムとJ. ミシュレである。ここで結論を先取りするならば、本稿はロマンチック・アプローチのように何らかの宗教的儀礼に加わった女性たちが存在したという立場から研究を行うわけではない。というのも、以下で述べるように、ロマンチック・アプローチの多くが史料による根拠付けの点で問題を抱えているからである。グリムは魔女観念をキリスト教以前の

---

<sup>19</sup> Joseph Hansen, Johannes Franck, Quellen und Untersuchungen zur Geschichte des Hexenwahns und der Hexenverfolgung im Mittelalter: Mit einer Untersuchung der Geschichte des Wortes Hexe, Bonn 1901.

<sup>20</sup> Joseph Hansen, Zauberverwahn, Inquisition und Hexenprozeß im Mittelalter und die Entstehung der großen Hexenverfolgung, München 1900；牟田、前掲論文（註13）、316頁。

<sup>21</sup> 牟田、前掲論文（註13）、330頁。

<sup>22</sup> Felix Wiedemann, Rassenmutter und Rebellin : Hexenbilder in Romantik, völkischer Bewegung, Neuheidentum und Feminismus, Würzburg 2007, S. 40-50; 牟田、前掲論文（註13）、316頁。

習俗や慣習と関連づけ、魔女を異教的な習慣を行う女性と見なした<sup>23</sup>。また、グリムは魔女をゲルマンの「賢女」とすることで、後々まで影響を持つ一つの魔女イメージを提供することになった。さらに、女性と魔女をより強く結びつけたのがミシュレである。ミシュレは、抑圧された農民たちの反抗として悪魔教や黒ミサが実際に行われたとし、魔女をその中心で階級的搾取や性差別に抵抗する女性であると捉えた<sup>24</sup>。彼らにとっても魔女迫害がキリスト教会や世俗権力の手によるものであったのは変わらないが、彼らは民間医療技術を持った自然的な存在、民間信仰の守り手としての魔女の存在を主張したのである<sup>25</sup>。これらの主張は一方ではナショナリズムやフェルキッシュ運動と結びつきながらナチズムの時代における魔女イメージへと継承されていき、他方では現在に至ってもフェミニズム運動の際に引き合いに出されることになる。ナチスは魔女をイデオロギー的に利用し、魔女をゲルマン的な賢女であると捉え、カトリック教会がそれを迫害したという構図を強く主張した<sup>26</sup>。しかしながら、このグリムやミシュレの主張は史料的裏付けを欠いていることが明らかとなっている<sup>27</sup>。

20世紀になるとこのグリムやミシュレの流れを汲み、また人類学者J. フレーザーの研究に影響を受けたM. マレーの研究が注目を浴び、学術的のみならず、社会的にも広く受容された。マレーは魔術こそが宗教改革以降においても民衆の宗教であったと主張し、魔女をキリスト教以前の豊穡信仰が残存したものであるとした<sup>28</sup>。この主張が受け容れられた背景には、20世紀初頭のオカルト主義の隆盛やロマン主義的な自然への

<sup>23</sup> 牟田、前掲論文（註13）、317頁。

<sup>24</sup> Jules Michelet, *La Sorcière*, Paris 1862. 訳本はジュール・ミシュレ（篠田浩一郎訳）『魔女（上）（下）』岩波書店、1983年。

<sup>25</sup> 牟田、前掲論文（註13）、317頁。

<sup>26</sup> これについては既に挙げたヴィーデマンの研究に詳しい。Wiedemann, a.a.O.（註21）

<sup>27</sup> スカール、カロウ、前掲書（註10）、62頁。

<sup>28</sup> Margaret Murray, *The Witch-Cult in Western Europe*, London 1921；スカール、カロウ、前掲書（註10）、62頁。

あこがれがあったとされる<sup>29</sup>。この流れの中で、魔女は1950年代以降のニュー・エイジ運動のようなオカルト主義やフェミニズムと結びつきながら、反現代文明の象徴にまで昇華された<sup>30</sup>。

このマレーの主張は、ウィッカ(魔女)崇拝などの宗教運動においては、上述のグリムやミシュレの魔女イメージと同様に未だに支持され続けており、一般社会においては魔女の实在への信仰や賢女イメージは根強く残り続けたものの、史料的裏付けに著しい不備があることが判明したために、ミシュレやグリムらの主張と同様に、現在の魔女研究においては顧みられなくなっている<sup>31</sup>。これは学問世界と一般社会との隔絶を意味していたのであるが、このような既に学会では通説とは見られていない学説を援用しながら行われた女性解放運動が、80年代後半の実証的フェミニズム研究などの契機となった<sup>32</sup>。ロマンチック・アプローチは即座になくなったのでも、全くなくなったわけでもなかったが<sup>33</sup>、マレーの研究の不備が指摘されて以降学術的には衰退していく。このようにグリ

---

<sup>29</sup> 牟田、前掲論文（註13）、318頁。

<sup>30</sup> 同上、318頁。

<sup>31</sup> スカール、カロウ、前掲書（註10）、62頁；ベーリンガー、前掲書（註13）、334-335、339頁。

<sup>32</sup> 例えば実証的フェミニズム研究として位置づけられうるアーレント＝シュルテは著作の冒頭で、フェミニストたちが女性解放運動の象徴として魔女を持ち出しているのに対して、自身の研究の基本理念がこの「女性解放運動の魔女像を検証することによって成立した」と述べている。イングリット・アーレント＝シュルテ（野口芳子、小山真理子訳）『魔女にされた女性たち - 近世初期ドイツにおける魔女裁判』勁草書房、2003年、1-6頁、引用は5頁。

<sup>33</sup> 例えば、カルロ・ギンズブルグの研究などは、ロマンチック・アプローチの特徴を受け継いでいると指摘されることがある。スカール、カロウ、前掲書（註10）、62-63頁；浜林／井上、前掲書（註13）、232頁；牟田、前掲論文（註13）、324頁。なお、ギンズブルグの研究のいくつかは邦語訳されている。カルロ・ギンズブルグ（竹山博英訳）『闇の歴史：サバトの解説』せりか書房、1992年；同（上村忠男訳）『夜の合戦：16-17世紀の魔術と農耕信仰』みすず書房、1992年；同（竹山博英訳）『ベナンダンティ：16-17世紀における悪魔崇拝と農耕儀礼』せりか書房、1996年；同（杉山光信訳）『チーズとうじ虫：16世紀の一粉挽屋の世界像』みすず書房、2012年。

ムから続くロマンチック・アプローチには史料的裏付けの点で困難な点があり、この立場を採ることは難しい。

このようなロマンチック・アプローチの研究に対して、第二次世界大戦後には合理主義アプローチによる魔女研究が盛んに行われた。魔女の非実在を基本的なスタンスとする合理主義アプローチの立場に立つとき、そのような非実在の存在に対して何故あれほどの激しい迫害が生じたのか、という問題がより一層重要となる。合理主義アプローチを採る研究は長い間この問題に対する説明を試みることになる。例えば K. バシュヴィッツの研究は魔女を妄想の産物として理解している<sup>34</sup>、N. コーンもバシュヴィッツと同じような立場から、魔女迫害の大規模化に際して必要な魔女のステレオタイプが、異端審問と拷問とによってどのように形成されてきたかを論じている<sup>35</sup>。ここでコーンは、魔女迫害と「シオンの議定書」や「トロツキーの陰謀」といった同時代的な出来事をパラレルに捉えている<sup>36</sup>。

また、同じように同時代の出来事から影響を受けつつ、魔女迫害の原因を説明しようとしたのが、H. トレヴァ＝ローパーである。彼はマッカーシズムを念頭に置きながら、魔女迫害を宗教対立の延長線上においた<sup>37</sup>。彼は、魔女迫害とはカトリック地域におけるプロテスタント信仰、プロテスタント地域におけるカトリック信仰の人物に対する攻撃であったと主張した。現在この主張を魔女迫害の唯一の説明として信じることは、宗派間対立の少ない地域における魔女迫害の存在からして不可能であるが、魔女迫害と宗教改革という近世史上の大きな出来事とを結びつけた点で当時においては重要な意味を持った<sup>38</sup>。

魔女と近世史上のテーマとの接続という点では、1978年に公表された

<sup>34</sup> Kurt Baschwitz, *Hexen und Hexenprozesse*, München 1963. 訳書はクルト・バッシュビッツ (川端豊彦/坂井州二訳) 『魔女と魔女裁判 集団妄想の歴史』法政大学出版局、1970年。

<sup>35</sup> Norman Cohn, *Europe's Inner Demons*, London 1975. 訳書はノーマン・コーン (山本通訳) 『魔女狩りの社会史－ヨーロッパの内なる悪霊』岩波書店、1999年。

<sup>36</sup> コーン、前掲書 (註34)、166頁。

<sup>37</sup> Trevor-Roper, a.a.O. (註13)

<sup>38</sup> スカール、カロウ、前掲書 (註10)、参考文献、20-21頁。

R. ミュシャンブレの研究は高く評価されている。というのも彼の研究は、G. エストライヒが唱えた「社会的規律化 (Sozialdisziplinierung)」論<sup>39</sup>に属していると考えられているからである<sup>40</sup>。ミュシャンブレは、魔女迫害を教会や世俗当局により後押しされた、民衆文化に対する抑圧、「上からの規律化」、社会統御の手段であったと捉えた<sup>41</sup>。彼は、魔術が16世紀までは日常生活の中で一定の価値を有していたと述べる。しかし、16世紀から18世紀にかけて、宗教改革に端を発するキリスト教的倫理の浸透と絶対主義国家による規律化により、細分化された社会が一つのものに統合されていく過程において、魔術や魔女は反社会的、反文化的存在として排除された。彼はフランスにおける魔女迫害を、古い社会の中の民衆文化がエリートの文化的支配に服していく過程（「文化変容」）の副産物であると見なしたのである<sup>42</sup>。ただし、彼の提示した無学な農民と知的エリートという構図については、過度に単純化されているという指摘もなされている。例えば、批判者のひとりであったR. ブリッグスは、ミュシャンブレの述べるエリートの中にはきわめて広い差異があること、そして学識法曹が法廷を占めたパリ高等法院では迫害が抑えられたということを主張した。ブリッグスは、迫害の前提は害悪を与える魔女の実在に対する人々の信仰であるとし、エリートの迫害支持は根本原因

---

<sup>39</sup> 社会的規律化論とは、ゲアハルト・エストライヒの提唱した、近世国家による公的・私的領域への積極的な干渉と統制のことである。社会的規律化論については以下の文献を参照。ゲルハルト・エストライヒ（平城照介、阪口修平訳）「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」フリッツ・ハルトウング、ルドルフ・フィーアハウス他（成瀬治編訳）『伝統社会と近代国家』岩波書店、1982年、233-258頁；千葉徳夫「解題Ⅲ 近世における社会的規律化とポリツァイ」ゲルハルト・エストライヒ（阪口修平、千葉徳夫、山内進編訳）『近代国家の覚醒：新ストア主義・身分制・ポリツァイ』創文社、1993年、146-154頁；同「近世ドイツ国制史研究における社会的規律化」『法律論叢』第67巻第2・3号、1995年、479-507頁；同「中世後期・近世ドイツにおける都市・農村共同体と社会的規律化」『法律論叢』第67巻第4-6号、1995年、455-474頁。

<sup>40</sup> 小林繁子『近世ドイツの魔女裁判』ミネルヴァ書房、2015年、1-2頁。

<sup>41</sup> Robert Muchembled, *Culture Populaire et Culture des Élités dans la France Moderne (XV<sup>e</sup>- XVIII<sup>e</sup> Siècles)*, Paris 1978.

<sup>42</sup> 牟田、前掲書（註11）、322-323頁；小林、前掲書（註39）、1-2頁。

ではなかったと論じた<sup>43</sup>。このような批判があつて、やがて魔女研究は迫害の原因としての民衆の存在に目を向けていくことになる。

バシュヴィッツやコーン、ミュシャンブレが迫害の原因を社会の上層に求めたのに対し、K. トマスと A. マクファーレンはイングランドを対象として、迫害の動機を民衆の中に見出そうとした。1970年に、マクファーレンは人類学の研究成果を援用しながら、イングランドのエセックスにおける魔術と魔女告発の社会的機能を考察し、次のような告発のモデルを提示した。ある貧者（老婆であることが多い）が隣人に伝統的価値観に基づいて喜捨を求める。しかし隣人はそれを負担と感じて、罪悪感を抱きつつも喜捨することを拒む。これに対して貧者の側は罵りを返し、その後には何か隣人の側に不幸が訪れたなら、隣人は罪悪感から逃れるためにも貧者を魔女として告発する。このようにマクファーレンは魔女迫害に伝統的価値観の崩壊と、資本主義社会への移行を見出している<sup>44</sup>。この説明モデルは、翌年に刊行されたトマスの研究においても採用されている<sup>45</sup>。この民衆への着目は魔女研究において大きな転換となり、これ以降魔女研究の主眼は民衆に移っていくことになった。前述のブリッグスによるミュシャンブレへの批判も、このような流れの中にあつたと言える<sup>46</sup>。

1980年代以降魔女研究は地域的研究を蓄積するようになったが、これらの研究は迫害の原動力としての民衆に着目しつつも、より多層的な魔女裁判の構造を描き出している。この年代以降の研究の特徴は、裁判記

<sup>43</sup> Robin Briggs, *Witches and Neighbors. The Social and Cultural Context of European Witchcraft*, Oxford 1996, pp. 397-411; 小林繁子「トリーア選帝侯領における魔女迫害：委員会を中心に」『史學雑誌』117編3号、2008年、40-63頁。

<sup>44</sup> Alan Macfarlane, *Witchcraft in Tudor and Stuart England*, London 1970; 牟田、前掲論文（註13）、321-322頁。小林、前掲書（註39）、3頁。

<sup>45</sup> Kieth Thomas, *Religion and the Decline of Magic*, London 1971. 訳書はキース・トマス（荒木正純訳）『宗教と魔術の衰退（上）（下）』法政大学出版局、1993年。以下の文献を参照。楠義彦「〈名著再考〉キース・トマス『宗教と魔術の衰退』」『思想』第1125号、2018年、127-133頁。

<sup>46</sup> 小林、前掲書（註39）、2-3頁。

録を用いた実証的研究であるという点にあると、牟田は評している<sup>47</sup>。これにより、実際の出来事や具体的な魔女迫害の構造に至るまで詳細な情報が明らかになった。丹念な研究の成果は、従来無批判に受け容れられてきたいくつかの通説に修正を迫り、また新たにいくつかの通説を生み出すに至っている。例えば、W. ベーリンガーによる研究はバイエルンにおける、領邦の各レベルでの魔女裁判の是非に関する議論を取り扱っているが、魔女迫害が上からではなく、むしろ下からの突き上げによって行われていたこと、バイエルンのような裁判機構の統制が行き届いた大領邦では迫害は慎重であり、逆に小さく、統制の行き届かない領邦では過激になる傾向があることなどが指摘されている<sup>48</sup>。加えて彼は、迫害の波と凶作などの民衆生活の変化との関連を指摘し、近年では気候史と魔女迫害との関連についても研究を行っているのみならず、魔女迫害を人類学的に捉える事によって、ヨーロッパ近世の出来事に限定せず現代の非ヨーロッパ世界における妖術への迫害をも含めたより広い視野で、魔女という現象を把握しようと試みている<sup>49</sup>。また A. ブラウアートは、ハンゼン以来の通説であった「山岳理論」について論じており、アルプス山地が産業面でも情報面でも先進地帯であり、悪魔学文献それ自体が現実の反映であったという事を指摘した<sup>50</sup>。

さらに W. ルンメルはモーゼル川流域の魔女迫害についての研究の中で、民衆の側が「委員会」なる組織を作り、これを通じて裁判の過程にすら干渉していたということを示した<sup>51</sup>。ルンメルの研究はペー

---

<sup>47</sup> 牟田、前掲論文（註13）、329頁。

<sup>48</sup> Wolfgang Behringer, *Hexenverfolgung in Bayern. Volksmagie, Glaubenseifer und Staatsräson in der Frühen Neuzeit*, München 1988.

<sup>49</sup> Behringer, *Witches and Witch-Hunts: A Global History*, Cambridge 2004. なお、本書は2014年に邦語訳された（註13を参照）。訳文自体には不精確な点が散見されるが、原著にはない章見出しなどが追加され、邦語で読める研究入門書として有用である。

<sup>50</sup> Andreas Blauert, *Frühe Hexenverfolgungen. Ketzler-, Zauberei- und Hexen-Prozesse des 15. Jahrhunderts*, Hamburg 1989.

<sup>51</sup> Walter Rummel, *Bauern, Herren und Hexen. Studien zur Sozialgeschichte sponheimischer und kurtrierischer Hexenprozesse 1574-1664*, Göttingen 1991.

リンガーの提示した、中央の統制の弱い領邦において迫害が加速するというテーゼを裏付けると同時に、「下からの」魔女迫害へ大きな注目を集めるに至った<sup>52</sup>。このような「下からの」魔女迫害という視点は広く共有されたが、魔女研究においてはもはや魔女迫害の唯一の原因を論じることは現実的ではなくなっており、この時期からしばらく魔女研究は個別具体的な地域、裁判を対象として、地域化、細分化していった。大きなテーマとの関連を論じる研究がないわけではなかったが、傾向として個別研究の蓄積の時期に入ったと言えるだろう。

1980年代の地域史的分散の傾向は1990年以降も続いたが、しかし学際的な魔女研究の場も整えられていった。1985年にテュービンゲン大学のS. ローレンツを中心として学際的魔女学会 (AKIH) が結成され、同学会は定期的な研究大会を催す他、1995年からはほぼ毎年わたって研究書のシリーズを出版している<sup>53</sup>。また、トリーア大学においてもF. イル

<sup>52</sup> 牟田、前掲論文(註13)、331-332頁。

<sup>53</sup> 2019年7月現在、以下の18巻が既刊である。**Bd.1:** Sönke Lorenz, Dieter Richard Bauer, Gerald Maier (Hrsg.), *Das Ende der Hexenverfolgung*, Stuttgart 1995; **Bd.2:** Johannes Dillinger, Thomas Fritz, Wolfgang Mährle, *Zum Feuer verdammt. Die Hexenverfolgungen in der Grafschaft Hohenberg, der Reichsstadt Reutlingen und der Fürstpropstei Ellwangen*, Stuttgart 1998; **Bd.3:** Herbert Pohl, *Zauberglaube und Hexenangst im Kurfürstentum Mainz. Ein Beitrag zur Hexenfrage im 16. und beginnenden 17. Jahrhundert*, Stuttgart 1998; **Bd.4:** Sönke Lorenz, Dieter Ricard Bauer, Wolfgang Behringer und Jürgen Michael Schmidt (Hrsg.), *Himmlers Hexenkartothek. Das Interesse des Nationalsozialismus an der Hexenverfolgung*, Bielefeld 1999; **Bd.5:** Jürgen Michael Schmidt, *Glaube und Skepsis. Die Kurpfalz und die abendländische Hexenverfolgung 1446-1685*, Bielefeld 2000; **Bd.6:** Claudia Kauertz, *Wissenschaft und Hexenglaube. Die Diskussion des Zauber- und Hexenwesens an der Universität Helmstedt (1576-1626)*, Bielefeld 2001; **Bd.7:** Ingrid Ahrendt-Schulte, Dieter Bauer, Sönke Lorenz, Jürgen Michael Schmidt (Hrsg.), *Geschlecht, Magie und Hexenverfolgung*, Bielefeld 2002; **Bd.8:** Meiniger Museen (Hrsg.), *Hexen und Hexenverfolgung in Thüringen*, Bielefeld 2003; **Bd.9:** Hans de Waardt, Jürgen Michael Schmidt, Hans Christian Erik Midelfort, *Dämonische Besessenheit: Zur Interpretation eines kulturhistorischen Phänomens/Demonic Possession: Interpretations of a Historico-Cultural*



ジグラーやR. フォルトマー、前述のルンメルらによる研究グループが形成されており、こちらも1995年から現在に至るまで『トリーアの魔女裁判』と題するシリーズを刊行しており、2007年に公刊されて以来少し間が開いたが、2017年には第9巻目が刊行された<sup>54</sup>。このような場を通

---

Phenomenon, Bielefeld 2005; **Bd.10**: Katrin Moeller, Dass Willkür über Recht ginge: Hexenverfolgung in Mecklenburg im 16. und 17. Jahrhundert, Bielefeld 2007; **Bd.11**: Robert Zagolla, Folter und Hexenprozess: Die strafrechtliche Spruchpraxis der Juristenfakultät Rostock im 17. Jahrhundert, Göttingen 2007; **Bd.12**: Johannes Dillinger, Jürgen Michael Schmidt, Dieter Bauer (Hrsg.), Hexenprozess und Staatsbildung/Witch-Trials and State-Building, Bielefeld 2008; **Bd.13**: Marianne Sauter, Hexenprozess und Folter: Die Strafrechtliche Spruchpraxis der Juristenfakultät Tübingen im 17. und beginnenden 18. Jahrhundert, Bielefeld 2010; **Bd.14**: Wolfgang Behringer, Sönke Lorenz, Dieter R. Bauer (Hrsg.), Späte Hexenprozesse: Der Umgang der Augklärung mit dem Irrationalen, Tübingen 2016; **Bd.15**: Wolfgang Behringer, Claudia Opitz-Belakhal (Hrsg.), Hexenkinder – Kinderbanden – Straßenkinder, Tübingen 2016; **Bd.16**: Andreas Flurschütz da Cruz, Hexenbrenner, Seelenretter: Fürstbischof Julius Echter von Mespelbrunn (1573-1617) und die Hexenverfolgungen im Hochstift Würzburg, Tübingen 2017; **Bd.17**: Alexandra Haas, Hexen und Herrschaftspolitik: Die Reichsgrafen von Oettingen und ihr Umgang mit den Hexenprozessen, Tübingen 2018; **Bd.18**: Monika Fronapfel-Leis, Jenseits der Norm. Zauberei und fingierte Heiligkeit im frühneuzeitlichen Spanien, Bielefeld 2019. また、以下の3巻が出版準備中である。**Bd.19**: Wolfgang Behringer, Iris Gareis, Johannes Dillinger (Hrsg.), Hexensabat; **Bd.20**: Rita Voltmer, Iris Gareis, Hans de Waardt (Hrsg.), Magie, Zauberei, Hexerei. Wissenskulturen im Kontext; **Bd.21**: Rita Voltmer, Wolfgang Behringer (Hrsg.), Hexerei, Medien und Öffentlichkeit.

<sup>54</sup> 2019年7月現在、以下の9巻が既刊である。**Bd.1**: Gunter Franz, Franz Irsigler, Elisabeth Biesel (Hrsg.), Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar, Trier 1996; **Bd.2**: Rita Voltmer, Karl Weisenstein, Das Hexenregister des Claudius Musiel. Ein Verzeichnis von hingerichteten und besagten Personen aus dem Trierer Land (1586-1594), Trier 1996; **Bd.3**: Elisabeth Biesel, Hexenjustiz, Volksmagie und soziale Konflikte im lothringischen Raum, Trier 1997; **Bd.4**: Gunther Franz, Franz Irsigler (Hrsg.), Methoden und Konzepte der historischen Hexenforschung, Trier 1998;

じて、魔女研究の、近世史上の問題への接続が試みられている<sup>55</sup>。例えばディリンガーは魔女裁判と国家形成との関係を論じているし<sup>56</sup>、アーレント＝シュルテは女性史と魔女研究との接続を試みている<sup>57</sup>。

ヨーロッパにおける研究状況と関連しながら、日本における魔女研究も多様なアプローチから研究が行われ、近年隆盛を見せている。1970年の森島恒雄氏による概説書が日本における魔女研究の草分けとされているが、1970年代には井上正美氏によるトレヴァ・ローパーの研究の紹介や批判、そしてイギリス史家浜林正夫氏による社会史的研究が続いた<sup>58</sup>。浜林氏の研究は、マクファーレンとトマスの研究の流れを受けたもので

---

**Bd.5:** Johannes Dillinger, Böse Leute: Hexenverfolgungen in Schwäbisch-Osterreich und Kurtrier im Vergleich, Trier 1999; **Bd.6:** Herbert Eiden, Rita Voltmer (Hrsg.), Hexenprozesse und Gerichtspraxis, Trier 2002; **Bd.7:** Rita Voltmer (Hrsg.), Hexenverfolgung und Herrschaftspraxis, Trier 2005; **Bd.8:** Othon Scholer, Der Hexer war's, die Hexe, ja vielleicht sogar der Dämon höchstpersönlich: von der Nutzung der Hexenideologie zur Verdeckung und Vertuschung von Peinlichkeiten, Unarten, Vergehen und Verbrechen, nebst einer Reihe von höchst informativen Vor-, Zwischen- und Nachspielen zu Nutz und Frommen der Spätgeborenen, Trier 2007; **Bd.9:** Heinz Sieburg, Rita Voltmer, B. Weimann (Hrsg.), Hexenwissen: Zum Transfer von Magie- und Zauberei-Imaginationen in interdisziplinärer Perspektive, Trier 2017.

<sup>55</sup> 小林、前掲論文（註13）、114-121頁。

<sup>56</sup> Johannes Dillinger, Hexerei und entstehende Staatlichkeit, in: Johannes Dillinger (Hrsg.), Hexenprozess und Staatsbildung, Bielefeld 2008, S. 1-24.

<sup>57</sup> Ingrid Ahrendt-Schulte, Die Zaubereischen und ihre Trommelschläger: Geschlechtsspezifische Zuschreibungsmauster in lippischen Hexenprozessen, in: Ingrid Ahrendt-Schulte, Dieter Bauer, Sönke Lorenz, Jürgen Michael Schmidt (Hrsg.), Geschlecht, Magie und Hexenverfolgung, Bielefeld 2002, S. 123-131.

<sup>58</sup> 森島恒雄『魔女狩り』岩波書店、1972年；井上正美「トレヴァ＝ローパー『魔女熱狂』論の検討：魔女裁判研究への覚書」『立命館文学』第400-402号、1978年、718-739頁；同「十六・七世紀魔女裁判とキリスト教思想：特にプロテスタンティズムとの関係から」『立命館文学』第412-414号、1979年、968-991頁；同「魔女と悪魔と空模様」『立命館文学』第534号、1994年、146-162頁。また、井上氏は既にも書いたように研究史もまとめている。井上、前掲論文（註13）。

あった。社会史的研究としてはその後ミュシャンプレの翻訳などが出された<sup>59</sup>。

1980年代には多様なアプローチによる魔女研究が登場し、とりわけ1990年代以降には法制史的研究が蓄積されていく一方で、魔女のイメージや表象を取り扱った研究が日本において隆盛を誇っている。その先駆けとなったのは池上俊一氏の『魔女と聖女』と題するキリスト教の女性観を取り扱った著作であろう<sup>60</sup>。また法制史家である上山安敏氏もキリスト教やヨーロッパにおける古い信仰と女性観との関係を論じている<sup>61</sup>。

魔女の表象を扱う研究領域において、近年もっとも精力的に活動している研究者の一人が黒川正剛氏である。氏は図像学の手法を取り入れつつ、魔女が近世ヨーロッパにおける他者イメージの集積であったと論じている<sup>62</sup>。そしてヨーロッパ世界が近代へと移る過程において、魔女は貧者やインディアンと同じく排除されるべき存在とされたと述べる。氏は近年では、視角文化論を取り入れながら魔女信仰や魔女迫害とヨーロッパの近代化との関係を考察したり<sup>63</sup>、「好奇心」をキーワードとして文化論的により広く近代との関係を論じたりする一方<sup>64</sup>、人類学とも接近しており、呪術研究の論文集に魔女についての論文を寄稿している<sup>65</sup>。

---

<sup>59</sup> ロベール・ミュシャンプレ（相良匡俊訳）「16世紀における魔術、民衆文化、キリスト教：フランドルとアルトワを中心に」二宮宏之他編『魔女とシャリヴァリ』藤原書店、1986年；ロベール・ミュシャンプレ（平野隆文訳）『悪魔の歴史 12～20世紀：西欧文明に見る闇の力学』大修館書店、2003年。

<sup>60</sup> 池上俊一『魔女と聖女』講談社、1992年。

<sup>61</sup> 上山安敏『魔女とキリスト教』講談社、1998年。

<sup>62</sup> 黒川正剛『魔女とメランコリー』新評論、2012年。以下の書評も参照されたい。小林繁子「黒川正剛著『魔女とメランコリー』」『史学雑誌』第122巻2号、2013年、101-111頁。

<sup>63</sup> 黒川正剛『魔女狩り：西欧の三つの近代化』講談社、2014年。以下の書評も参照されたい。楠義彦「書評 黒川正剛『魔女狩り：西欧の三つの近代化』」『東北学院大学論集：歴史と文化』第53号、2015年、31-37頁。

<sup>64</sup> 黒川正剛『魔女・怪物・天変地異』筑摩書房、2018年。

<sup>65</sup> 黒川正剛「呪術と現実・真実・想像 西欧近世の魔女言説から」白川千尋、川田牧人編『呪術の人類学』人文書院、2012年、113-148頁；同「西欧近代にお

また、田島篤史氏による研究は、書誌学の成果を取り入れつつ、従来の魔女研究において史料として用いられてきた悪魔学書の「もの」としての側面に光を当てたものである。氏は特に『魔女への鉄槌』の出版や印刷の状況を精査することで、その受容や影響の程度を論じている<sup>66</sup>。

さらに近年の魔女研究は人類学や宗教学、神学といった領域とも大きく接近してきている。2014年に日本でも活動を開始した「学際魔女研究会」は年に数回の研究会を開催する等活発に活動しているが、歴史学だけでなく法学、宗教学、人類学といった分野を専門とする研究者が参加している。このような魔女研究の学際性は、2016年5月22日に第66回日本西洋史学会において催された小シンポジウム「魔女研究の新潮流－メディア・領域侵犯・グローバル・ヒストリー－」においても顕著にあらわれている<sup>67</sup>。2018年には『思想』1月号に、同じく「魔女研究の新潮流」と題して複数の著者が実に多彩な論稿を寄せている<sup>68</sup>。

---

ける「呪者の肖像」－高等魔術師と魔女」川田牧人／白川千尋／関一敏編『呪者の肖像』臨川書店、2019年。

<sup>66</sup> 田島篤史「15世紀における『魔女への鉄槌』の受容：シュパイアーの印刷・出版業者ベーター・ドラッハの会計簿の分析を通じて」『歴史家協会年報』第7号、2011年、1-17頁；同「悪魔学の受容：魔女研究における方法論的試み」『思想』第1125号、2018年、68-85頁。

<sup>67</sup> このシンポジウムでは、メディアとしての悪魔学書、絵画に見る表象としての魔女、新大陸の魔女、近現代における魔女言説、の四つの魔女研究における新しい研究分野が紹介され、後述の小林繁子氏と人類学者である川田牧人氏がコメンテーターを務めた。（学際魔女研究会「小シンポジウム「魔女研究の新潮流－メディア、領域侵犯、グローバル・ヒストリー－」のお知らせ」<http://witch.jp.net/?p=385>（閲覧日2019年7月31日））

<sup>68</sup> 『思想』第1125号、2018年。収録されているのは以下の論稿。黒川正剛「表象としての魔女：図像と生成されるリアリティ」6-29頁；池上俊一「魔女のダンスとサバトの成立」30-50頁；小林繁子「〈魔女〉は例外犯罪か」51-67頁；田島篤史「悪魔学の受容：魔女研究における方法論的試み」68-85頁；フェリックス・ヴィーデマン（牟田和男訳）「近代における魔女神話：ロマン主義からフェミニズムまで」86-99頁；谷口智子「リマの異端審問：マリア・ピサロ事件におけるエクスタシーとユートピア幻想」100-119頁；川田牧人「〈研究動向〉個とマテリアリティに験する呪術：文化人類学における呪術研究」120-126頁；楠義彦「〈名著再考〉キース・トマス『宗教と魔術の衰退』」127-133頁。

以上見てきたように、西洋においても日本においても、近年の魔女研究は学際的な要素を取り込みながら非常に多様化している。近年の研究では、従来言われていたほど魔女迫害が社会の上層から推し進められたものではないこと、それに比べて民衆の間の迫害の動機が当局を魔女迫害へと突き動かしたパターンが多いことがわかってきている。しかしながら、「下からの迫害」という視点に重点が置かれつつも、近年の研究においては、従来の研究がそうしてきたように、これを魔女迫害の唯一の原因だと説明することはしなくなっている。金銭欲や宗教的対立、妄想の産物や女性迫害など、多様な原因がこれまでの研究によって魔女迫害の発生や大規模化の説明として提示されてきた。しかしながら、魔女迫害の唯一の原因を提示することがもはや不可能であるという認識は、たとえ迫害の原動力を追求する研究にあっても、近年の魔女研究に広く共有される場所である<sup>69</sup>。小林繁子氏による、従来の「なぜ」という疑問から「どのように」という疑問へと問題の質が移行してきているという指摘も<sup>70</sup>、1980年代以降のこのような唯一の原因を提示し得ないという状況や具体的な魔女裁判の構造研究の成果と無関係ではあるまい。

さて、魔女迫害が複層的な原因によって引き起こされる現象であるとするならば、魔女迫害の主たる動機が民衆の側にあったとしても、支配権力やその他の要因の役割や、それぞれの関係性を論じる必要が出てくるだろう。例えば、魔女迫害と支配権力との関係は今なお議論されている領域である。つまり、支配権力の側は司法を利用し、何らかの目的のために魔女裁判を「道具化 (Instrumentalisierung)」したのか、という疑問が浮上してくるのである。そのような疑問の下で、魔女への恐怖が司法機関を通じて結実する過程、そして魔女迫害の要請に対する当局の側の反応といった具体的な迫害の構造、裁判実践が関心の対象となって

---

<sup>69</sup> 例えば、リタ・フォルトマーは魔女迫害の政治的利用、「道具化」と呼ばれるモデルを提示する際に、唯一の原因ではない（だが、重要な原動力である）と述べている。Rita Voltmer, Hexenprozesse und Hochgerichte. Zur herrschaftlich-politischen Nutzung und Instrumentalisierung von Hexenverfolgung, in: Herbert Eiden, Rita Voltmer (Hrsg.), Hexenprozesse und Gerichtspraxis, Trier 2002, S. 475- 525, ここでは S. 485-497.

<sup>70</sup> 小林、前掲書（註40）、6頁。

いる。この魔女裁判の実態について考察するためには、具体的な手続の詳細と共に、領邦の各レベルの間の多層的な関係が論じられねばならない<sup>71</sup>。

上述のような研究状況を踏まえて、領邦の各レベルの間の関係についての日本における最先端の研究が、小林繁子氏によって2015年に上梓された『近世ドイツの魔女裁判』であろう<sup>72</sup>。氏は上記の魔女研究の流れを踏まえて、近世国家における請願とポリツァイ条令の相互応答的な性格を明らかにする事で、魔女迫害と近世国家の統治の在り方の関連性を論じた。氏の研究はトリアー、ケルン、マイントの三大司教領を対象としているが、同地における魔女迫害の構造を中央／在地の裁判所や役人／民衆に分けて説明している。氏の研究はポリツァイ条令や請願を通じて中央から民衆に至るまでの魔女裁判をめぐる動きや関係性を、それぞれの領邦を対比しながら鮮やかに描き出している。

しかしながら小林氏の研究においては、学識法曹についての詳しい研究はなされていない。氏自身が「近世領邦における学識者の役割は非常に重要である」ことを認めているものの、氏の研究の範囲を超えることとして学識法曹たちは詳細な検討の対象から外されている<sup>73</sup>。だが、とりわけ近世においては、学識法曹は宮廷顧問会や上級裁判所の構成員であり、また地方の裁判所の裁判官や参審人達も徐々に学識化が進んでいった<sup>74</sup>。魔女裁判は後述するように「厄介な事件」であったため、その遂行のためには学識法の知識が必要とされたのである<sup>75</sup>。ところが今日までの研究状況においては、従来重視されていた社会の上層に位置する人々の意図や思惑、マクファーレン以来関心の集まっている民衆の信仰や迫害への圧力などは盛んに言及されているが、統治に様々な面で関与している学識法曹たちについては、今なお研究が十分になされてい

<sup>71</sup> 同上、6頁。

<sup>72</sup> 同上。本書については、以下の書評も参照されたい。前田星「(書評) 小林繁子『近代ドイツの魔女裁判－民衆世界と支配権力』」『法制史研究』第66号、2017年、390-395頁。

<sup>73</sup> 同上、266頁。

<sup>74</sup> 同上、266頁。本稿「はじめに」を参照されたい。

<sup>75</sup> 牟田、前掲書(註11)、49頁。

るとは言えない。魔女迫害における唯一の原因を論じることが難しくなっている現在、魔女裁判が「裁判」という形をとった以上、学識法曹の果たした役割は大きかったと推察されるが、研究史においては未だその評価は定まっていない。その一因として、日欧を問わず、魔女研究において法制史側からの研究が比較的乏しいという現状がある。

## （2）法史的研究の意義

記録された魔女迫害の多くは裁判であり、故に魔女と法とはきわめて密接な関係にある。ところが、魔女研究においてはしばしば「魔女狩り」や「魔女との戦争」といった言葉が用いられ、これによって刑事裁判の問題であることが覆い隠されてしまっていたと、法制史研究者 H. マイホルトは指摘する<sup>76</sup>。同様の指摘は、C. ラーナーによってもなされている<sup>77</sup>。

無論、法制史家によって魔女が全く取り扱われてこなかったわけではなく、実際に幾人かの法制史研究者は魔女迫害を研究対象としてきた。例えば、かなり早期に F. メルツバッハーはフランケン地方で行われた魔女迫害についての研究を行っている<sup>78</sup>。メルツバッハーは、そのモノグラフ的研究において、この地方における大量裁判の終結が、決して啓蒙的な知見や訴訟手続への批判によるものではなく、むしろ財政的な問題に起因していたことを明らかにした。早期の研究の一つとして、彼はハンゼン同様、魔女裁判の主たる原因として金銭欲を重視している<sup>79</sup>。

刑法史の概説書においても魔女裁判のことは言及されてきた。1965年に刊行された刑事法史の概説書において E. シュミットは、『カロリナ刑

---

<sup>76</sup> マイホルト、前掲論文（註1）、130頁。

<sup>77</sup> Christina Lerner, *Crimen Exceptum? The Crime of Witchcraft in Europe*, in: Vic Gatrell, Bruce Lenman and Geoffrey Parker (ed.), *Crime and the Law: The Social History of Crime in Western Europe since 1500*, London 1980, p. 49.

<sup>78</sup> Friedrich Merzbacher, *Die Hexenprozesse in Franken*, München 1957. またその研究の一部であるバンベルク司教領に関する研究が和訳されている。フランツ・メルツバッハー（瀬口朋子訳）「バンベルク司教領における魔女裁判」『阪大法学』第132号、1984年、261-288頁。

<sup>79</sup> Ebd., S.180.

事法典(カロリナ)』(1532年)を中心として、魔女裁判について言及している。『カロリナ』には魔女に対する火刑が定めてあるが、これには教会の糺問訴訟の影響があるとされている<sup>80</sup>。また、この際に極めて重い罪と見なされていた魔女術罪においては、恣意的な拷問が行われたと述べている<sup>81</sup>。しかしながら、シュミットは幾人かの学識法曹たちの名を挙げているが、その多くについては詳述されておらず、カルプツォフをわずかに取り挙げているのみである<sup>82</sup>。カルプツォフについては、古くはその魔女の大量迫害についての責任が問われてきたが、シュミットに拠れば、現在ではその数は大幅に少なく修正されねばならないという。シュミットがこのように述べるのは、一方には啓蒙主義の影響によって普通法時代の訴訟手続(糺問訴訟)や学識法曹たちに対する強い批判があり<sup>83</sup>、また他方で前述のようにゾルダンやメルツバッハーらの研究によって、長い間魔女裁判における学識法曹たちの金銭欲や利己主義に対する非難があったからであろう<sup>84</sup>。これについて、シュミットの記述においては、カルプツォフのような学識法曹は名誉がやや回復されつつあることが見てとれる。このようなシュミットの記述は『ドイツ法制史事典』の第一版にも、大きな影響を与えている<sup>85</sup>。「魔女裁判」の項におい

<sup>80</sup> Eberhard Schmidt, Einführung in die Geschichte der deutschen Strafrechtspflege, 3. Aufl., Göttingen 1965, S. 209-211, ここでは S. 209. なお、本書については一部邦訳がある。山内進、屋敷二郎、藤本幸二「近世ドイツにおける刑事司法実務の発展」『一橋大学社会科学古典資料センター Study Series』第74号、2018年、1-19頁。

<sup>81</sup> Ebd., S. 210.

<sup>82</sup> Ebd., S. 210.

<sup>83</sup> 例えばカルプツォフに対する批判は、啓蒙主義の影響の下で発生したとされる。その批判に拠れば、カルプツォフは二万もの死刑判決を出し、狂信的に魔女迫害を行ったという。これはカルプツォフ自身が魔女術罪に対して特異な扱いをしていたのみならず、また彼が普通法時代の代表的法学者であったためであろうと推察される。上口裕「ベネディクト・カルプツォフ」勝田有恒、山内進編『近世・近代ヨーロッパの法学者たち』ミネルヴァ書房、2008年、144-145頁。

<sup>84</sup> Joseph Klaitz, Servants of Satan: The Age of the Witch Hunts, Bloomington 1985, p. 149.

<sup>85</sup> Friedrich Merzbacher, Art. Hexenprozesse, in: Adalbert Erler, Ekkehard



ては、「魔女裁判への反対者」としてシュペーと共に、法学者であるヨハン・ゲオルク・ゲーデルマンや、やや後年になるがクリスティアン・トマジウスの名前が挙がっているのである。

H. リューピングの『刑事法史概説』でも魔女裁判には言及がなされていて、1981年に刊行された第1版において既に魔女裁判について<sup>86</sup>、魔女裁判の終焉に関してそれぞれ一節が設けられている<sup>87</sup>。やはりゾルダンやハンゼン、メルツバッハーといった古い研究に依拠する一方で、1977年に出されたショアマンの研究も挙げてある<sup>88</sup>。魔女裁判についての節においては、16、17世紀の魔女術罪の構成要件について、悪魔との契約、害悪魔術、悪魔との情交、サバトへの参加、そして魔女の飛行を挙げている。また、手続が告発（Denunziation）によって始まったこと、また例外犯罪として証明のハードルの緩和、防御の簡略化、そしてなにより制限のない拷問などの法定手続の逸脱が行われたことが記述されている<sup>89</sup>。この記述では主として『鉄槌』に言及してある。一方で、このようなやり方には当時から批判が存在したことにも同書の中では言及されている。こちらではヨーハン・ヴァイヤー、バルタザール・ベッカー、フリードリヒ・シュペー、クリスティアン・トマジウスの名を挙げ、とくにシュペーとトマジウスを取り挙げながら、彼らの魔女裁判への批判を簡単に紹介している<sup>90</sup>。加えて後の世代としてベーマー、ホンメル、ベッカーリア、フィランジェーリといった法学者たちの名が挙げられている。ここでは、学識法曹として名の挙がっているトマジウスやベッカーリアらは一様に魔女裁判に否定的な見解を示した存在として扱われている。

---

Kaufmann (Hrsg.), Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, Berlin 1971, Sp. 145-148.

<sup>86</sup> Hinrich Rüping, Grundriß der Strafrechtsgeschichte, 1. Aufl., München 1981, S. 47-51. なお本書には訳書がある。H. リューピング（川端博、曾根威彦訳）『ドイツ刑法史綱要』成文堂、1984年。

<sup>87</sup> Ebd., S. 63-65.

<sup>88</sup> Ebd., S. 63-65.

<sup>89</sup> Ebd., S. 50.

<sup>90</sup> Ebd., S. 63-64.

このような法制史家による概説書での言及や専門的な研究があるとはいえ、やはり全体として魔女裁判が法制史や犯罪史研究から「例外的な」、「特別な」ものであると捉えられ、具体的な検討の対象外とされてきたという状況にあった<sup>91</sup>。さらに言えば、学識法曹たちについては一部を除いて（それも魔女裁判に反対した者たちが主である）、ほとんど詳しく論じられていない。そして魔女研究の側からも、G. イェローシェックによれば、法制史的研究者は「アウトサイダー」と見なされていた<sup>92</sup>。イェローシェックが後述する研究動向を著した1993年（あるいは牟田和男氏が研究動向を著した1997年頃）までは、魔女を主として分析の対象とした法制史研究は驚くほど少なかった<sup>93</sup>。

ところで、1990年代の犯罪史研究に刺激を受けながら<sup>94</sup>、魔女術の犯罪と通常の刑事裁判との比較や、魔女術の犯罪を刑事裁判の中に位置づけようという試みが一般史家の手によって近年なされてきている<sup>95</sup>。従来の研究が『魔女の鉄槌』や他の悪魔学の著作を用いながら魔女が「特別な」犯罪として扱われたという事を強調していたのに対し<sup>96</sup>、近年の研究はいずれも実務に関する記録を用いながら、魔女迫害における学識法曹たちの関心が、それを抑制する方向に向けられていたということを示している。この類の研究の先駆けはS. ローレンツのロストック大学とグライフスヴァルト大学の法学部に関する研究であるが、2000年代においてもR. ツァゴラ、M. ザウターらのロストック及びテュービンゲン大学法学部の鑑定活動に関する著作は、これらの大学法学部が魔女裁判に対して慎重な態度をとっていたことを明らかにした<sup>97</sup>。これらの

<sup>91</sup> 小林、前掲論文（註13）、115-116頁。

<sup>92</sup> Jeruschek, a.a.O.（註13）, S. 202-203.

<sup>93</sup> 牟田、前掲論文（註13）、338頁。

<sup>94</sup> 1990年代の犯罪史研究の展開と成果については、以下の文献を参照。池田利昭「中世後期・近世ドイツの犯罪史研究と「公的刑法の成立」：近年の動向から」『史学雑誌』第114巻9号、2005年、1556-1580頁。

<sup>95</sup> 小林、前掲論文（註13）、114頁。

<sup>96</sup> 例えば、Hansen, a.a.O.（註20）、1900.

<sup>97</sup> Sönke Lorenz, Aktenversendung und Hexenprozeß. Dargestellt am Beispiel der Juristenfakultäten Rostock und Greifswald (1570/82- 1630), Frankfurt

研究は、魔女研究における学識法曹や大学法学部の影響力に焦点を合わせた研究といえる。しかしながら、ローレンツやツァゴラ、ザウターらの研究に対しては、彼らの対象としている地域がそもそも魔女迫害の抑制的な地域であったことが指摘されており、魔女裁判が苛烈であった地域においては、学識法曹たちは異なる判断をしている可能性が示唆されている<sup>98</sup>。とはいえ、以上のような研究動向は、魔女裁判と学識法曹たちの関係が魔女研究において関心の的となりつつある現状を示していると言えよう。

他方で近年では、法制史家による研究も少しずつ増えてきている。90年代初頭からのイエローシェックの一連の研究は、法史的魔女研究を大いに刺激したと言える。イエローシェックははじめ帝国都市エスリングンにおける魔女裁判の研究を行っていたが<sup>99</sup>、『魔女の鉄槌』や『刑事的警告』における魔術や悪魔との契約といった観念についての研究も行っている<sup>100</sup>。他にも、トマジウスと魔女裁判との関連を論じた研究もあ

---

a.M. 1983; Robert Zagolla, Folter und Hexenprozess: Die strafrechtliche Spruchpraxis der Juristenfakultät Rostock im 17. Jahrhundert, Göttingen 2007; Marianne Sauter, Hexenprozess und Folter: Die Strafrechtliche Spruchpraxis der Juristenfakultät Tübingen im 17. und beginnenden 18. Jahrhundert, Bielefeld 2010.

<sup>98</sup> 小林、前掲論文（註13）、117頁。

<sup>99</sup> Günter Jerouschek, Die Hexen und ihr Prozeß. Die Hexenverfolgung in der Reichsstadt Esslingen, in: Esslinger Studien, Bd. 11, Esslingen 1992, (Habilitationsschrift).

<sup>100</sup> Günter Jerouschek, Vom Schadenszauber zum Teufelspakt: Von Spees Kampfschrift gegen ein Gesinnungsstrafrecht. Überlegungen zur Herausbildung von Hexereidelikt und Hexenprozeß aus rechtshistorischer Perspektive, in: Doris Brockmann, Peter Eicher (Hrsg.), Die politische Theologie Friedrich von Spees, München 1991. S. 133-154; Ders., Friedrich von Spee als Justizkritiker. Die Cautio Criminalis im Lichte des gemeinen Strafrechts der frühen Neuzeit, in: Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft 108, H. 2, 1996, S. 243-265; Ders., Heinrich Kramer: Zur Psychologie des Hexenjähgers, in: Günther Mensching (Hrsg.), Gewalt und ihre Legitimation im Mittelalter, Symposium des Philosophischen Seminars der Universität

る<sup>101</sup>。

また、イエローシェックは1993年の魔女の研究動向についての論稿で、従来の魔女研究において法制史家が果たした貢献の程度が決して高く評価され得ないこと、それ故魔女研究に関して法制史家や法律家が一般史家から「アウトサイダー」と見なされていること、しかしながら、魔女(迫害)研究においてなお法制史的研究の余地が多く残されていることを指摘している<sup>102</sup>。イエローシェックが法制史家によって研究されるべき内容として取り挙げた中には例えば、普通法および個別法のテーマとしての魔女裁判というテーマがある。ベーリンガーによる、魔術の犯罪についての立法に関する研究が存在しないという指摘をうけて<sup>103</sup>、イエローシェックはこの点について法史的な迫害の背景への十分な理解が未だ欠けているのではないかと述べている<sup>104</sup>。

とりわけ注目に値するのは、イエローシェックが『鉄槌』における証

---

Hannover 2002, Würzburg 2003, S. 113-137; Ders., Dämonologie und Magie im "Hexenhammer": Zur Kriminalisierung volksmagischen Brauchtums seit dem späten Mittelalter, in: Elmer Wadle, Heike Jung (Hrsg.), Das Recht und seine historischen Grundlagen, Festssrift für Elmar Wadle zum 70. Geburtstag, Berlin 2008, S. 407-423; Ders., Für und Wider die Hexenverfolgung. Zu Heinrich Kramers Malleus Maleficarum und Friedrich Spees Cautio Criminalis, in: Hans Kippenberg (Hrsg.), Europäische Religionsgeschichte, 2009, S. 253-287.

<sup>101</sup> Ders. Die Fürstlich-Magdeburgischen Schöppen zu Halle und der Hexenprozeß. in: Norbert Brieskorn, Paul Mikat, Daniela Müller, Dietmar Willoweit (Hrsg.), Vom mittelalterlichen Recht zur neuzeitlichen Rechtswissenschaft. Bedingungen, Wege und Probleme der europäischen Rechtsgeschichte, Paderborn 1994, S. 273-284; Ders., Christian Thomasius, Halle und die Hexenverfolgungen, in: Juristische Schulung 37, H. 7, 1995, S. 576-581; Ders., Juristen am Abgrund: Die Schöppen zu Halle und der Hexenwahn, in: Jürgen Goydke, Dietrich Rauschnig, Rainer Robra (Hrsg.), Vertrauen in den Rechtsstaat, Beiträge zur deutschen Einheit im Recht, Köln 1995, S. 703-713.

<sup>102</sup> Ders., a.a.O. (註13), S. 202-215.

<sup>103</sup> Behringer, a.a.O. (註13), 1989, S. 635.

<sup>104</sup> Jerouschek, a.a.O. (註13), S. 207.

明理論と関連付けて、法定証拠理論から自由心証主義への変化について言及している点である。イエローシエックに拠れば、クラマーは当時の法定証拠主義に対して、自由心証主義的な証明理論を推奨していたという。法定証拠主義は、犯罪が完全に証明された際に予め定められた法定刑を科すという側面もあり、当時はこの完全な証明の条件として2人の証人か（拷問による）自白が前提条件となっていた。すなわち、被控問者が拷問を耐えきった場合、法定刑で有罪とされる可能性は排除されていた<sup>105</sup>。これに対してクラマーは、もし裁判官が被告人の有責について「心の内に強いられた」なら、拷問無しに判決へと進めると論じているとされる<sup>106</sup>。

このような法定証拠主義から自由心証主義へのラディカルな変更の要請は、まさしく魔女裁判の手續に関する論点だと言える。ここでイエローシエックが取り挙げたのは証明に関する点であるが、魔女裁判においては手続的な問題が既に当時から議論されていたという事は前述の通りである。このような魔女裁判手續を巡る諸々の議論の刑事法学的・刑事法理論的な意味については、法制史研究者による研究が必要な領域である。後述するコッホやマイホルトは、まさにそのような刑事法学的観点から、魔女裁判の手續を取り扱っているのである。また、イエローシエックが言及したのはほとんど『鉄槌』のみであるが、『鉄槌』以外にも魔女裁判の手續について言及した史料は多く存在する。近世には魔女裁判に関する著作が、悪魔学者によってだけでなく、学識法曹たちの手によっても数多く作成され、公刊された。これらの著作を取り扱い、その手續と法理論とを詳らかにする作業は、それ自体が残されている研究分野であるというだけではなく、実際の裁判の帰結や判断を考える際にも良い評価軸となるだろう。

1997年にはP. エストマンが帝国最高法院の魔女の問題に対する態度を論じている。エストマンは、魔女に関する事案が帝国最高法院の実務においては非常に慎重に扱われていたということを史料的裏付けととも

---

<sup>105</sup> Ebd., S. 210.

<sup>106</sup> Ebd., S. 210.

に明らかにした<sup>107</sup>。また、W. トゥルーゼンは1996年の魔女裁判の終焉に関しての論稿において、法学内部の議論が魔女裁判を遂行不可能にしたということを論述しているが、このトゥルーゼンの研究の主眼は魔女裁判の終焉に向いており、トマジウスや彼の弟子たち、すなわち魔女裁判に批判的な法学者たちによる議論を取り扱っている<sup>108</sup>。この頃になると、学識法曹たちがむしろ魔女裁判に対して抑制的な役割を果たしたという見方が主となってきている。

さらに2000年代になると、A. コッホやH. マイホルトによる法史的魔女研究が現れる。コッホは「告発」をテーマとした学位論文において、中世から19世紀までの長い期間を取り扱っている<sup>109</sup>。彼は告発をめぐる通時的な議論の中で、近世の魔女裁判における共犯者の告発、供述(Besagung)を論じている。また、マイホルトも魔女裁判を専門的に研究しているわけではないが、彼の研究テーマである「例外犯罪」には魔女の犯罪も含まれており、魔女についても多く言及している<sup>110</sup>。詳しくは本稿第二章に譲るが、コッホやマイホルトのこれらの研究は従来「特別な」ものとして刑法史において等閑視されてきた魔女裁判や魔女術の罪を、近世刑事法学の流れの中で理解しようとする試みであると評価できる。またコッホにしてもマイホルトにしても魔女裁判と現代的な問題との関係を提示しており、とりわけ近年高まっているテロリズムや組織犯罪に対する予防的刑法の主張に対して、近世の「例外犯罪」論を想起

<sup>107</sup> Peter Oestmann, Hexenprozesse am Reichskammergericht, Köln 1997.

<sup>108</sup> Winfried Trusen, Rechtliche Grundlagen der Hexenprozesse und ihrer Beendigung, in: Sönke Lorenz (Hrsg.), Das Ende der Hexenverfolgung, Stuttgart 1995, S. 203-226.

<sup>109</sup> Arnd Koch, Denunciatio: zur Geschichte eines strafprozessualen Rechtsinstituts, Frankfurt a.M. 2006. なお、コッホは例外犯罪論に関する短い論稿も公刊している。Ders., Wider ein Feindstrafrecht: Juristische Kritik am Hexereiverfahren, Berlin 2012.

<sup>110</sup> Harald Maihold, Die Bildnis- und Leichnamstrafen im Kontext der Lehre von den crimina excepta, in: Zeitschrift der Savigny- Stiftung für Rechtsgeschichte 130, 2013, S. 78-102. この論文の前身は関西大学において行われた講演であり、これは活字化されている。マイホルト、前掲論文(註1)。

するよう示唆したり、あるいは魔女裁判の経験から警鐘を鳴らしている<sup>111</sup>。

最新版の『ドイツ刑事法史概説』第6版（2011年）においては（リュエピングと先述のイエローシェックの共著である）、先述のベーリンガーやブラウアートの研究を反映させながら、魔女迫害の大規模化に至るまでの記述が加筆されており、魔女迫害の時代以前の教会法の権威であり12世紀に成立した『グラティアヌス教令集』や、『カノン・エписコピ（司教教令集）』の見解が追記されている<sup>112</sup>。さらには迫害側の事についても最新の研究を反映して、『鉄槌』に至る前のドミニコ会士ヨーハン・ニーダーとバーゼル公会議の事が取り挙げられている<sup>113</sup>。これらの要素への着目は『ドイツ法制史事典』の新版の特徴とも合致する<sup>114</sup>。また、魔女迫害への批判者としては、第一版と同様にシュペー、ベッカー、トマジウスが取り挙げられ、ヴァイヤー、ペーマー、ホンメル、ベッカーレア、フィランジェーリなどの名が挙げられている。

以上、ヨーロッパ（主にドイツ）における法史的研究の動向を見てきたが、日本における法史的魔女研究の動向はどのようなになっているのだろうか。日本における法史的魔女研究としては、古くは不破武夫氏による魔女裁判の紹介があるが<sup>115</sup>、1990年代にドイツをはじめとするヨーロッパの研究動向を取り込みながらひとつの隆盛を迎えている。林毅氏の研究は、自身の研究対象であるケルン市における魔女裁判の構造を提示したもので、ケルン市の魔女裁判が比較的穏やかだったことを明らか

---

<sup>111</sup> Koch, *Wider ein Feindstrafrecht*, 2012, S. 58-59; マイホルト、前掲論文（註1）、123-124, 141頁。なおこの予防刑法についての議論は以下を参照。松宮孝明「『敵味方刑法』（Feindstrafrecht）という概念について」『法の科学』第38号、2007年、20-30頁。

<sup>112</sup> Hinrich Rüping, Günter Jerouschek, *Grundriß der Strafrechtsgeschichte*, 6. Aufl., München 2011, S. 59-60.

<sup>113</sup> Ebd., S. 60.

<sup>114</sup> Günter Jerouschek, Art. Hexereiprozesse, in: Albrecht Cordes, Heiner Lück, Dieter Werkmüller, Ruth Schmidt-Wiegand (Hrsg.), *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, 2. Aufl., Berlin 2008, Sp. 1019-1025.

<sup>115</sup> 不破武夫『魔女裁判』巖松堂書店、1948年。

にし、その原因として選帝侯との不和、魔女信仰への懐疑、予審制度の存在を挙げている<sup>116</sup>。若曾根健治氏は近世刑事裁判の手續に関して魔女裁判の事例を二つ紹介している<sup>117</sup>。また、フランスの事例については、石井三記氏によるルーダンの悪魔憑き事件について論じた論文がある<sup>118</sup>。

90年代における法史的魔女研究の集大成は、上山安敏氏と牟田和男氏の共編による論文集『魔女狩りと悪魔学』であろう<sup>119</sup>。本書は魔女裁判の個別地域研究から全体的な構造についての研究、さらには本稿と関わり深い学識法曹の法理論についての研究を含んでおり、示唆に富む。さらに本章においても利用した今なお有用な研究史を著した牟田和男氏は、その後『魔女裁判』と題する著書を公刊した<sup>120</sup>。この牟田氏による書籍は1990年代の魔女研究を強く反映しており、「下からの魔女狩り」の視点で魔女迫害が描かれるが、同時に魔女裁判の全体的な構造についても言及しており、一般書とはいえ魔女裁判についての包括的なイメージを提供している。

ところで、近年の魔女裁判に関する研究は具体的な手續や学識法曹を題材としながら、近世・近代史の大きな枠組みから語られているようである。高橋直人氏による論文は魔女裁判の終焉について、啓蒙期の司法改革との関係を念頭に置きながら、18世紀なかばのバイエルン刑事法典を扱ったものである<sup>121</sup>。氏はバイエルン刑事法典が魔女についての条文を残しつつも、実際にはその裁判遂行が不可能なように厳しく制限をつけていたということを示している。ごく最近では、宮本典弘氏に

<sup>116</sup> 林毅「中・近世ケルン市における魔女裁判」『ドイツ中世自治都市の諸問題』敬文堂、1997年、227-249頁。

<sup>117</sup> 若曾根健治「近世ドイツ魔女裁判関係史料二題（一）（二・完）」『熊大法学』第45号、1985年、67-82頁；『熊大法学』第51号、1987年、161-192頁。

<sup>118</sup> 石井三記「ルーダンの事件とその時代：17世紀フランスの悪魔憑き事件と国制の問題」『東海法学』第11号、1993年、171-216頁。

<sup>119</sup> 上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年。

<sup>120</sup> 牟田、前掲書（註11）。

<sup>121</sup> 高橋直人「近代刑法形成期における『魔女裁判』－バイエルン刑事法典（1751年）の処罰規定とその実際－」『同志社法学』第49巻1号、1997年、137-181頁。



よる『カロリナ』およびカルプツォフの手續に関する研究と<sup>122</sup>、福田真希氏による魔女裁判の理論と近代国家との関係を論じた研究がある<sup>123</sup>。宮本氏の研究は裁判手續に関する論稿であり、氏は魔女裁判を不条理裁判であると述べ、刑事司法の流れの中で魔女裁判を見ようと試みている<sup>124</sup>。福田氏は、魔女裁判が一種の近代性を有していたのだと述べ、近代国家が、共同体の「敵」である魔女を裁判にかけ処罰するという方法で排除することで、自らの権力を正当化しようとしていたと論じている。ここでも、魔女裁判と近代という大きな枠組みでの研究が試みられていると言えよう。

これまでの法史的魔女研究をまとめると、従来の研究は魔女裁判が特例的に扱われてきたと論じ、刑法史においても同様に扱うことによって魔女を等閑視してきたが、近年の一般史家による研究では実務においては必ずしも魔女が特別と扱われたわけではないことが明らかになってきている、と言える。このような一般史家の研究やイエローシエックの研究に背を押されながら、法制史家も徐々に魔女裁判を直接に取り扱うようになってきている。とりわけ近年の研究は傾向として魔女裁判を刑法史の中に位置づける試みに取り組んできており、コッホやマイホルトラの研究はその流れの中に棹さすものであろう。

魔女裁判を当時の刑事法の枠組みの中で考える際には、実務における魔女術罪の取り扱いを精査すると同時に、やはりトゥルーゼンが示したような法学者たちによる議論状況も無視し得ない。早期の魔女研究が学識法曹たちの金銭欲を強調したのに対して、近年の魔女研究においては、学識法曹たちは一貫して魔女裁判を抑止する存在、または魔女裁判を終焉へと導いた存在として描かれているように見える。その一方、魔女裁判に反対した学識法曹たちの先進性ばかりが主張され、魔女裁判を推進

---

<sup>122</sup> 宮本弘典「刑事司法の原風景（1） カロリーナの審問手續」『関東学院法学』第18巻第1号、2008年、75-106頁；「刑事司法の原風景（1）（2・完） ドイツ刑法学の祖カルプツォフ」『関東学院法学』第18巻第2号、2008年、101-144頁。

<sup>123</sup> 福田真希「フランスにおける魔女と国家：魔女裁判と悪魔学における『近代性』」『思想』第1054号、2012年、30-47頁。

<sup>124</sup> 宮本「刑事司法の原風景（1）」2008年、76頁。

する側の主張については、従来用いられてきた『魔女の鉄槌』や他の悪魔学者（刑法学の専門家とは限らない）による悪魔学論文の分析以外には議論の進展はあまり見受けられない。これは刑法史の概説書においても同様であり、学識法曹たちの名前は魔女迫害を批判した側として（つまりは近代的刑事法学の発展に寄与した側として）挙げられている。しかし、学識法曹たちは魔女裁判を批判した者ばかりだったわけではなく、悪魔学者たちと並んで魔女迫害を推進した者たちもいた。彼らの存在は、研究史において等閑視されてきたと言える。

このような、従来の研究において等閑視されてきた、魔女迫害を推進する側の学識法曹たちについて研究することは、近年の魔女研究における多層的な迫害構造の把握の試みにも合致する。既に説明したように、魔女迫害の唯一の原因を提示することはもはや不可能であると結論されている現在の研究動向において、魔女迫害が「どのように」展開されたのかが重要な問題となってきている。「上から」つまり当局や領主たちの思惑については、社会的規律化の流れを汲む「文化変容」の研究などがあり、他方で近年においては「下からの迫害」という文脈で民衆の側の迫害論理や構造が研究されてきた。これらについては一定の研究蓄積が存在すると言ってもよい。それらに対して、学識法曹たち（とりわけ魔女迫害を推進した側）の評価については未だ研究の余地があるのである。

## 第2節 本稿について

### （1）研究の目的と対象

改めて研究動向を概括しておこう。魔女研究は大別してロマンチック・アプローチと合理主義アプローチとに分けることが可能であるが、これらのうちロマンチック・アプローチについては史料の裏付けに欠けると言える。このため、もうひとつのアプローチとして、魔女の非実在を前提とする合理主義アプローチの側に拠りつつ魔女研究は行われてきたのであるが、そうすると「何故あれほど大規模で凄惨な魔女迫害というものが（魔女というのは非実在の存在であるにもかかわらず）生じたのか」という原因への問いはより一層重要になる。そのため、従来の研

究は多様な原因を提示してきた。その原因として初期は迫害する側としての当局や統治者に着目されてきたのであるが、1970年代以降は逆に社会の下層、つまり民衆に注目が集まり、「下からの迫害」が主張されるようになってきた。しかしながら、地域史的な研究の蓄積なども経ながら、やがて魔女研究においては、魔女迫害に関して唯一の原因を提示することが不可能であるという認識に達した。

そこで近年の研究動向は、唯一の原因を明らかにするのではなく、迫害の構造を明らかにするという段階に入っている。とりわけ最新の研究では当局や統治者の思惑や、民衆の考え、そして在地の役人たちという、三者の関係が論じられるに至っている。しかしながら、ここでは学識法曹という存在は組み込まれておらず、その必要性は認められながらも検討から外れてしまっているのが現状である。

学識法曹たちについては、長い間法制史家が魔女研究に積極的に携わってこなかったこともあって、研究があまり進んでいない。かなり初期の段階では彼らの金銭欲が魔女迫害を拡大させたのだという主張もあったものの、これは既に有力な学説ではない。むしろ近年までの研究では彼らは魔女迫害を抑止する存在として取り挙げられ、描写されてきた。ところが、近世の魔女迫害においては確かに魔女迫害を推進した側の学識法曹たちも確かに存在しており、彼らも含めた学識法曹については、改めて評価する必要がある。

上記のような研究状況に鑑みて、研究されるべき対象は、とりわけ魔女裁判を推進した側の学識法曹たちの見解や主張である。これら进行分析し考察することによって、研究史上の空隙を埋めつつ、従来の魔女迫害（裁判）の見方とは異なる一面を提示することができるであろう。改めて述べれば、本稿の目的は魔女裁判を推進する側の学識法曹の主張进行分析し、当時の状況や批判との関係の中に位置づけることで、魔女迫害における学識法曹の存在を評価し、そして魔女迫害を解明することにある、と言える。

では、どこにその手掛かりを見いだす事が出来るだろうか。本研究では、この手掛かりとしてヴェストファーレン公領において魔女裁判を指揮する学識法曹として活動していたハインリヒ・フォン・シュルトハイスという人物に着目することとする。対象となる地域やシュルトハイス

なる人物について、また主たる史料についての詳しい説明は次章に譲るが、ここでは簡単にシュルトハイスに着目する理由を、上記の研究史との関係も含めて述べておきたい。

まず、シュルトハイスという人物が活動したヴェストファーレン公領、およびケルン選帝侯領は、神聖ローマ帝国内でも魔女裁判がとりわけ苛烈であったことで知られる地域である。前述のように、ザコラやザウターの研究については、対象地域自体が魔女迫害の抑制的な地域であったことが指摘されている。魔女裁判が苛烈であった地域における学識法曹の見解を明らかにする事は、ザコラやザウターの研究との比較可能性の観点からも特に有益であると考えられる。

その上、ケルン選帝侯領においては学識法曹が地方の魔女裁判に直接行って裁判を遂行するという方法が採られていた。このような制度は当時の魔女裁判を巡る問題や、ヴェストファーレン公領の司法制度と無関係ではなかったのであるが、ともあれヴェストファーレン公領における魔女裁判への学識法曹の影響は、きわめて大きいものだったと推測されるのである。

シュルトハイスという人物はそのような中で魔女裁判を直接指揮した学識法曹であり、彼は史料として有用な魔女裁判マニュアルを残した。その都度の鑑定書から析出される魔女裁判への見解とは異なり、魔女裁判マニュアルはある程度手続の進行に沿ってまとめられた史料であるため手続に関する主張とその論拠が明確に把握しやすいという特徴がある。シュルトハイスについては、今までいくつかの研究により言及されており、少しは知られているものの、決して詳述はされてこなかった。つまり、今まで手続や法理論にまで具体的に踏みこんで考察するような法制史的研究の対象とはなっていないのである。

また、ジャン・ボダンやペーター・ビンスフェルトといった他の悪魔学者と比べて、シュルトハイスは刑事法の専門家であり、彼の著作はより法学的な文脈で書かれている。その主張の論拠には悪魔学者および法学者の文献が挙げられている。さらに、詳しくは第一章で論じるが、彼の著作は魔女裁判に対する批判を相手取ったものであり、批判者の理論を論駁しながら記述を進めるため、魔女裁判における手続的な問題を詳しく見て取ることができる。この史料を用いることによって、魔女裁判

をめぐる当時の議論と、その中で実務において活躍した学識法曹の位置づけをより明瞭に理解することができるようになるのである。

## （2）本稿の構成

本稿は主として4つの章で構成される。まず、第一章においては史料の分析と検討に入る前に、前提となる情報を提示する。史料の書き手が活動していた近世のヴェストファーレン公領およびケルン選帝侯領の状況と同地の魔女迫害の様相を概括し、次いで著者、史料の順に紹介する。この章で、シュルトハイスがいかなる状況において仕事をし、いかなる立場を持っており、そして著作を残したのかということが明らかにされる。

続く章からは史料の分析に入る事になる。それぞれ、魔女術罪の例外犯罪性、組織犯罪性、宗教との関連性に着目し、各々一章ずつを割いて魔女術罪におけるそれらの要素の意味を明らかにする。これらの章では、シュルトハイスによって言及されている文献や同時代の文献を参照しながら、シュルトハイスの手續理論を当時の悪魔学や魔女裁判に対する批判、また近世刑事法学者たちの見解のなかで位置づけていく。そうして最後に終章として、それまでの考察において明らかとなった学識法曹としてのシュルトハイスの位置づけを確認し、残された課題や展望について示したい。